

広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例をここに公布する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第1号

広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が経営する水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の設置並びにその経営に関し必要な事項を定めるものとする。

(水道事業等の設置)

第2条 企業団に、次に掲げる事業（以下「水道事業等」という。）を設置する。

- (1) 竹原市水道事業、三原市水道事業、府中市水道事業、三次市水道事業、庄原市水道事業、東広島市水道事業、廿日市市水道事業、安芸高田市水道事業、江田島市水道事業、熊野町水道事業、北広島町水道事業、大崎上島町水道事業、世羅町水道事業及び神石高原町簡易水道事業（以下「水道事業」という。）
- (2) 広島水道用水供給事業、広島西部地域水道用水供給事業及び沼田川水道用水供給事業（以下「水道用水供給事業」という。）
- (3) 太田川東部工業用水道事業、太田川東部工業用水道第二期水道事業及び沼田川工業用水道事業（以下「工業用水道事業」という。）

(法の規定の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、神石高原町簡易水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第4条 水道事業等は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営するものとする。

- 2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、別表第1のとおりとする。
- 3 企業長は、公益上必要があると認めるときは、水道事業の給水区域外に分水することができる。
- 4 水道用水供給事業において設ける施設は、別表第2のとおりとする。
- 5 工業用水道事業において設ける施設は、別表第3のとおりとする。

(組織)

第5条 法第39条の2第6項の規定により読み替えて適用する法第7条ただし書の規定に基づき、管理者を置かないものとする。

- 2 法第14条の規定により、企業長の権限に属する事務を処理させるため、事務局を置く。

3 企業長は、その権限に属する事務を分掌させるため、事務局に本部及び地方機関を置く。

4 本部及び地方機関の名称、所在地及び所管区域は、別表第4のとおりとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業等の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 水道事業等の業務に関し法第40条第2項の規定により定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が7,000万円以上のもの及び法律上企業団の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況の作成等)

第9条 企業長は、水道事業等に関し、毎年3月31日及び9月30日現在の業務の状況について、法第40条の2第1項の規定による業務の状況を説明する書類（以下「業務状況」という。）を作成し、それぞれ5月及び11月に公表するものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により、前項の期日に業務状況を公表することができないときは、当該事故の止んだ後1箇月以内にこれを公表しなければならない。

3 第1項の規定により毎年3月31日現在の業務の状況について作成する業務状況においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 3月31日現在の資産、資本及び負債の概況

(2) 3月31日の属する事業年度における損益計算の概況

(3) 3月31日の属する事業年度における収入及び支出の概況

(4) 3月31日の属する事業年度における事業の概況

(5) 3月31日の属する事業年度における企業債の発行状況及び一時借入金の借入れの状況

4 第1項の規定により毎年9月30日現在において作成する業務状況においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 9月30日現在の資産、資本及び負債の概況
 - (2) 4月1日から9月30日までの期間における損益計算の概況
 - (3) 4月1日から9月30日までの期間における収入及び支出の概況
 - (4) 4月1日から9月30日までの期間における事業の概況
 - (5) 4月1日から9月30日までの期間における企業債の発行状況及び一時借入金の借入れの状況
- 5 前各項に規定するもののほか、業務状況の作成及び公表に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(特別会計)

第10条 法第17条及び令第8条の4の規定により、水道事業と水道用水供給事業を通じて1の特別会計を設ける。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業の名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
竹原市水道事業	竹原市 竹原町の一部、中央一丁目～五丁目の全部、塩町一丁目～四丁目の全部、港町一丁目～五丁目の全部、田ノ浦一丁目～三丁目の全部、本町一丁目～四丁目の全部、下野町の一部、高崎町の一部、福田町の一部、忠海町の一部、忠海中町一丁目～四丁目の全部、忠海床浦一丁目～四丁目の全部、忠海東町一丁目～五丁目の全部、忠海長浜一丁目～三丁目の全部、東野町の一部、新庄町の一部、吉名町の一部、西野町の一部、小梨町の一部、田万里町の一部、仁賀町の一部	24,000人	20,500 立 方 メートル
三原市水道事業	三原市 旭町一丁目及び二丁目の全部、古浜一丁目～三丁目の全部、館町一丁目及び二丁目の全部、城町一丁目～三丁目の全部、港町一丁目～三丁目の全部、西町一丁目及び二丁目の全部、宮浦一丁目～六丁目の全部、皆実一丁目～六丁目の全部、宮沖一丁目～五丁目の全部、円一町一丁目～五丁目の全部、糸崎一丁目～九丁目の全部、糸崎南一丁目及び二丁目の全部、東町一丁目～三丁目の全部、頼兼一丁目及び二丁目の全部、中之	80,000人	37,000 立 方 メートル

	町一丁目～九丁目の全部、西宮一丁目及び二丁目の全部、本町一丁目～三丁目の全部、西野一丁目～五丁目の全部、明神一丁目～五丁目の全部、田野浦一丁目～三丁目の全部、青葉台の全部、宗郷一丁目～五丁目の全部、和田一丁目～三丁目の全部、和田沖町の全部、須波一丁目及び二丁目の全部、須波西一丁目及び二丁目の全部、須波ハイツ一丁目～四丁目の全部、幸崎能地一丁目～七丁目の全部、幸崎久和喜の全部、幸崎渡瀬の全部、木原一丁目～六丁目の全部、長谷一丁目～五丁目の全部、沼田一丁目～三丁目の全部、新倉一丁目～三丁目の全部、学園町の全部、本郷北一丁目～四丁目の全部、本郷南一丁目～七丁目の全部、下北方一丁目及び二丁目の全部、南方一丁目～三丁目の全部 桜山町の一部、糸崎町の一部、木原町の一部、奥野山町の一部、中之町北の一部、中之町南の一部、駒ヶ原町の一部、鉢ヶ峰町の一部、八坂町の一部、大畑町の一部、明神町の一部、田野浦町の一部、登町の一部、宗郷町の一部、和田町の一部、貝野町の一部、須波町の一部、須波西町の一部、沖浦町の一部、深町の一部、小坂町の一部、長谷町の一部、沼田町の一部、新倉町の一部、沼田東町の一部、小泉町の一部、沼田西町の一部、高坂町の一部、幸崎町の一部、八幡町の一部、本郷町本郷の一部、本郷町下北方の一部、本郷町上北方の一部、本郷町善入寺の一部、本郷町南方の一部、本郷町船木の一部、久井町土取の一部 久井町筋原の一部、吉田の一部、江木の一部、下津の一部、泉の一部、和草の一部、羽倉の一部、坂井原の一部、小林の一部、山中野の一部、大和町和木の一部、下徳良の一部、萩原の一部、上徳良の一部、大具の一部、棕梨の一部、大草の一部、鷺浦町の一部		
府中市水道事業	府中市 府中町の全部、出口町の一部、府川町の全部、目崎町の一部、元町の全	29,000人	11,500 立 方 メートル

	部、鵜飼町の一部、広谷町の一部、高木町の全部、中須町の一部、本山町の一部、桜が丘一丁目～三丁目の全部、土生町の一部、用土町の一部、栗柄町の一部、篠根町の一部、僧殿町の一部、父石町の一部、河面町の一部、三郎丸町の一部、河南町の一部 久佐町の一部 上下町 上下の一部、深江の一部、国留の一部、矢野の一部、小堀の一部、有福の一部、二森の一部、井永の一部、佐倉の一部、水永の一部、矢多田の一部、岡屋の一部、松崎の一部		
三次市水道事業	三次市 三次町の一部、山家町の一部、日下町の一部、十日市中一丁目～四丁目の全部、十日市東一丁目～六丁目の全部、十日市南一丁目～七丁目の全部、十日市西一丁目～六丁目の全部、十日市町の一部、南畑敷町の一部、畠敷町の一部、四拾貫町の一部、栗屋町の一部、東酒屋町の一部、西酒屋町の一部、西河内町の一部、小文町の一部、向江田町の一部、和知町の一部、三若町の一部、石原町の一部、海渡町の一部、有原町の一部、糸井町の一部、大田幸町の一部、小田幸町の一部、木乗町の一部、志幸町の一部、塩町の一部、江田川之内町の一部、高杉町の一部、廻神町の一部、青河町の一部、上川立町の一部、下川立町の一部、上志和地町の一部、下志和地町の一部、秋町の一部、三原町の一部、東河内町の一部 君田町 茂田の一部、石原の一部、泉吉田の一部、西入君の一部、東入君の一部、櫃田の一部、藤兼の一部 布野町 上布野の一部、下布野の一部、戸河内の一部 作木町 大津の一部、上作木の一部、下作木の一部	46,000人	23,500 立 方 メートル

	吉舎町 吉舎の一部、清綱の一部、三玉の一部、海田原の一部、矢野地の一部、檜の一部、吉舎川之内の一部、丸田の一部、安田の一部、辻の一部、徳市の一部、敷地の一部 三良坂町 光清の一部、仁賀の一部、灰塚の一部、田利の一部、皆瀬の一部、三良坂の一部、長田の一部、岡田の一部 三和町 羽出庭の一部、上板木の一部、大力谷の一部、上壺の一部、敷名の一部、下板木の一部 甲奴町 本郷の一部、西野の一部、梶田の一部、宇賀の一部、小童の一部		
庄原市水道事業	庄原市 本町の一部、西本町一丁目～四丁目の全部、中本町一丁目及び二丁目の全部、東本町一丁目～四丁目の全部、川手町の一部、宮内町の全部、永末町の全部、大久保町の一部、高町の一部、川西町の一部、小用町の一部、本村町の一部、上谷町の一部、峰田町の一部、春田町の一部、実留町の一部、一木町の一部、板橋町の一部、新庄町の全部、是松町の一部、高門町の一部、三日市町の全部、戸郷町の全部、上原町の一部、七塚町の一部、田原町の全部、市町の一部、掛田町の一部、本郷町の一部、殿垣内町の全部、山内町の一部、平和町の一部、木戸町の一部、尾引町の一部、水越町の一部、川北町の一部、門田町の一部、濁川町の一部 西城町西城の一部、大佐の一部、入江の一部、栗の一部、平子の一部、中野の一部、八鳥の一部、熊野の一部、大屋の一部、三坂の一部 東城町東城の全部、川東の一部、川西の一部、福代の一部、新福代の全部、栗田の一部、戸宇の一部	26,000人	14,000 立 方 メートル

	部、久代の一部、新免の一部、三坂の一部、帝釈宇山の一部、帝釈未渡の一部 口和町湯木の一部、永田の一部、金田の一部、常定の一部、宮内の一部、向泉の一部、大月の一部 高野町新市の一部、中門田の一部、下門田の一部 比和町比和の一部、木屋原の一部、三河内の一部 総領町稲草の一部、下領家の一部		
東広島市水道事業	東広島市 西条岡町の全部、西条本町の全部、西条上市町の全部、西条朝日町の全部、西条栄町の全部、西条昭和町の全部、西条御条町の全部、西条大坪町の全部、西条西本町の全部、西条末広町の全部、西条町（西条、西条東、田口及び下見）の全部、鏡山一丁目～三丁目の全部、鏡山北の全部、西条中央一丁目～八丁目の全部、西大沢一丁目及び二丁目の全部、西条下見五丁目～七丁目の全部、田口研究団地の全部、西条東北町の全部、三永一丁目～三丁目の全部、西条土与丸一丁目～六丁目の全部、西条吉行東一丁目及び二丁目の全部、寺家産業団地の全部、寺家駅前町の全部、八本松南一丁目～八丁目の全部、八本松東一丁目～七丁目の全部、八本松飯田一丁目～九丁目の全部、吉川工業団地の全部、八本松西一丁目～七丁目の全部、志和流通の全部、高屋町（中島及び大島）の全部、高屋高美が丘一丁目～九丁目の全部、高屋うめの辺の全部、高屋台一丁目及び二丁目の全部、黒瀬学園台の全部、黒瀬春日野一丁目及び二丁目の全部、黒瀬松ヶ丘の全部、黒瀬町切田の全部、黒瀬切田が丘一丁目～三丁目の全部、黒瀬桜が丘一丁目の全部、黒瀬檜原北一丁目～三丁目の全部、黒瀬檜原東一丁目～三丁目の全部、黒瀬檜原西一丁目及び二丁目の全部、入野中山台一丁目～五丁目の全部、河内臨空団地の全部 西条町（吉行、土与丸、助実、寺家、御藺宇、下三永、上三永、郷曾、大沢、馬木、森近及び福本）の	177,000人	69,000 立 方 メートル

	各一部、八本松町（飯田、原、吉川、宗吉、米満、正力及び篠）の各一部、志和町（志和堀、志和西、志和東、内、別府、七条栴坂、奥屋及び冠）の各一部、高屋町（稲木、桧山、宮領、郷、溝口、杵原、高屋堀、白市、小谷、高屋東、造賀、貞重及び重兼）の各一部、黒瀬町（国近、小多田、宗近柳国、南方、乃美尾、大多田、丸山、檜原、兼広、市飯田、上保田、菅田、川角、兼沢及び津江）の各一部、福富町（久芳、下竹仁及び上戸野）の各一部、河内町（下河内、中河内及び入野）の各一部、安芸津町（三津、木谷、風早、大田及び小松原）の各一部		
廿日市市水道事業	廿日市市 可愛の全部、須賀の全部、廿日市一丁目及び二丁目の全部、天神の全部、駅前全部、桜尾本町の全部、桜尾一丁目～三丁目の全部、木材港北の全部、木材港南の全部、佐方一丁目～四丁目の全部、山陽園の全部、佐方本町の全部、城内一丁目～三丁目の全部、大東の全部、本町の全部、住吉一丁目及び二丁目の全部、新宮一丁目及び二丁目の全部、下平良一丁目及び二丁目の全部、平良一丁目及び二丁目の全部、平良山手の全部、串戸一丁目～六丁目の全部、六本松一丁目及び二丁目の全部、地御前一丁目～五丁目の全部、阿品一丁目～四丁目の全部、阿品台一丁目～五丁目の全部、阿品台東の全部、阿品台西の全部、阿品台北の全部、阿品台山の手の全部、峰高一丁目及び二丁目の全部、宮内一丁目及び四丁目の全部、地御前北一丁目～三丁目の全部、宮園一丁目～九丁目の全部、宮園上一丁目～五丁目の全部、四季が丘一丁目～十一丁目の全部、四季が丘上の全部、宮内工業団地の全部、陽光台一丁目～五丁目の全部、佐方（字清末、字同免、字宮ノ上、字城内、字南尾、字南小浦、字雀ヶ堂及び字精石山）の全部、下平良（字小野、字八ヶ迫、字尾野山、字永石山、字法花山及び字砂走山）の全部、上平良（字伴丈	112,000人	45,000 立 方メートル

	木、字大原、字末森、字郡塚、字宗高尾、字ゴバロ、字吉野、字菊ヶ迫、字藤原尾、字野田ヶ原及び字御棒杖)の全部、原(字半明原、字下ヶ原、字矢之崎及び字宇治久保)の全部、宮内(字新屋敷、字河田、字鏡田、字北山、字宮迫、字針田、字砂原、字大幸、字東岡迫、字西岡迫、字的場、字石原、字東鎗出、字佐原田、字高通、字国広、字玉野井、字大方、字峰高、字六本松及び字野坂)の全部、地御前(字大神、字我迫、字神賀、字木上、字田屋及び字阿品)の全部、佐方(字東谷、字狼倉、字荒蒔、字大谷、字荻揚谷、字流及び字桃栗迫)の各一部、下平良字広池山の一部、上平良(字堂垣内、字広池、字大迫、字二重原、字寺ヶ迫、字河野原及び字高尾山)の各一部、原(字橋本、字長野、字長谷、字森宗、字中小路、字国実、字下河末、字上河末、字川末及び字宇治窪)の各一部、宮内(字東畑口、字西畑口、字西鎗出、字高砂、字入野、字長尾及び字横道)の各一部 玖島の一部、永原の一部、峠の一部、友田の一部、河津原の一部、津田の一部、浅原の一部、栗栖の一部 宮島口一丁目～四丁目の全部、宮島口東一丁目～三丁目の全部、宮島口西一丁目～三丁目の全部、宮島口上一丁目及び二丁目の全部、福面一丁目～三丁目の全部、対巖山一丁目～三丁目の全部、深江一丁目～三丁目の全部、前空一丁目～六丁目の全部、物見東一丁目及び二丁目の全部、物見西一丁目～三丁目の全部、上の浜一丁目及び二丁目の全部、下の浜の全部、梅原一丁目及び二丁目の全部、塩屋一丁目及び二丁目の全部、沖塩屋一丁目～四丁目の全部、大野一丁目及び二丁目の全部、大野中央一丁目～五丁目の全部、大野原一丁目～四丁目の全部、林が原一丁目及び二丁目の全部、丸石一丁目～五丁目の全部、宮浜温泉一丁目～三丁目の全部、八坂一丁目及び二丁目の全部、大野(字四郎峠、字中山、		
--	---	--	--

	字戸石川、字十郎原、字高見、字鯛ノ原、字水口、字中別府、字三鎗谷、字土井、字田屋、字高畑、字陣場、字筏津、字沖筏津、字池田、字棚田、字知安、字別府、字下更地、字上更地、字赤崎、字深江、字熊ヶ浦、字早時、字賀撫津、字屋田越、字大手、字上之浜、字水之越、字小田ノ口、字中津岡、字滝ノ下、字郷、字古川、字橋本、字三郎右衛門新開、字新開、字大新開、字毛保、字護安、字小山、字原、字下原、字塩屋、字上桐、字林ヶ原、字丸石、字向原、字尾立、字四拾八坂、字垣ノ浦、字下灘、字鳴川、字観音、字福面、字対巖山、字尾中山、字丸子、字前空、字物見山及び字八坂)の全部、大野(字平岩、字亀ヶ岡、字裏ヶ嶽、字滝山、字城山及び字清水峯)の各一部 吉和の一部 宮島町の一部		
安芸高田市水道事業	安芸高田市 吉田町 小山の一部、桂の一部、上入江の一部、川本の一部、国司の一部、高野の一部、下入江の一部、常楽寺の一部、竹原の一部、中馬の一部、常友の一部、長屋の一部、福原の一部、山手の一部、吉田の一部、相合の一部、多治比の一部、中馬の一部、西浦の一部、山部の一部 甲田町 上小原の一部、上甲立の一部、下小原の一部、下甲立の一部、高田原の一部、深瀬の一部、稼地の一部、浅塚の一部 美土里町 横田の一部、生田の一部、本郷の一部 高宮町 原田の一部、川根の一部、来女木の一部、羽佐竹の一部、佐々部の一部、房後の一部、船木の一部 八千代町 勝田の一部、上根の一部、佐々井の一部、下根の一部、土師の一部、向山の一部 向原町	21,500人	12,000 立 方 メートル

	有留の一部、坂の一部、戸島の一部、長田の一部、保垣の一部		
江田島市水道事業	江田島市 江田島町 小用の一部、中央の一部、鷺部の一部、秋月の一部、宮ノ原の一部、津久茂の一部、江南の一部、切串の一部、大須の一部、幸ノ浦の一部、大原官有地の一部、国有無番地の全部 大柿町 飛渡瀬の一部、柿浦の一部、大君の一部、大原の一部、深江の一部、小古江の一部 能美町 鹿川の一部、中町の一部、高田の一部 沖美町 岡大王の一部、是長の一部、畑の一部、美能の一部、高祖の一部、三吉の一部	21,000人	10,000 立 方 メートル
熊野町水道事業	安芸郡熊野町 平谷の一部、川角の一部、呉地の一部、出来庭の一部、中溝の一部、萩原の一部、城之堀の一部、初神の一部、新宮の一部 貴船の全部、柿迫の全部、神田の全部、東山の全部、石神の全部	22,000人	6,692立方メ ートル
北広島町水道事業	山県郡北広島町 壬生の一部、川西の一部、惣森の一部、川東の一部、川井の一部、丁保余原の一部、寺原の一部、有間の一部、今田の一部、後有田の一部、春木の一部、古保利の一部、有田の一部、南方の一部、本地の一部、新郷の一部、新氏神の一部 中原の一部、戸谷の一部、都志見の一部 東八幡原の一部、西八幡原の一部、雲耕の一部、宮地の一部、大元の一部、政所の一部、中祖の一部、荒神原の一部、奥中原の一部、川小田の一部、細見の一部、才乙の一部、大利原の一部、南門原の一部、苅屋形の一部、草安の一部、奥原の一部、土橋の一部、移原の一部、米沢の一部、大暮の一部、小原の一部、溝口の一部、高野の一部 大朝の一部、新庄の一部、岩戸の一部	8,800人	8,500立方メ ートル

	部		
大崎上島水道事業	豊田郡大崎上島町 東野の一部、中野の一部、原田の一部、大串の一部、木江の一部、沖浦の一部、明石の一部	7,000人	6,000立方メートル
世羅町水道事業	世羅郡世羅町 甲山の全部、小世良の一部、西上原の一部、川尻の一部、赤屋の一部、東上原の一部、別迫の一部、青近の一部、伊尾の一部、東神崎の一部、本郷の一部、寺町の一部、三郎丸の一部、西神崎の一部、青山の一部、井折の一部、津口の一部、黒渕の一部、青水の一部、賀茂の一部、重永の一部、安田の一部、戸張の一部、田打の一部、小国の一部、黒川の一部、上津田の一部、下津田の一部、長田の一部、徳市の一部、京丸の一部、黒川の一部、吉原の一部、中の一部、山中福田の一部	9,000人	4,500立方メートル
神石高原町簡易水道事業	神石郡神石高原町 上の一部、光信の一部、光末の一部、小島の一部、常光の一部、油木の一部、近田の一部、安田の一部、花済の一部、永野の一部、上豊松の一部、下豊松の一部、笹尾の一部、高蓋の一部、父木野の一部、桑木の一部、階見の一部、井関の一部、時安の一部、坂瀬川の一部	4,500人	1,800立方メートル

別表第2（第4条関係）

施設の名称	水源	給水対象	1日最大給水量
広島水道用水供給水道	太田川	広島市、呉市、竹原市、東広島市、江田島市、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、豊田郡大崎上島町、愛媛県今治市	194,600立方メートル
広島西部地域水道用水供給水道	八幡川 小瀬川	広島市、大竹市、廿日市市	123,000立方メートル
沼田川水道用水供給水道	沼田川 藤井川	三原市、尾道市、福山市、東広島市、愛媛県越智郡上島町	110,000立方メートル

別表第3（第4条関係）

施設の名称	水源	給水区域	1日最大給水量
太田川東部工業用水道	第一期水道 太田川	広島市、呉市、安芸郡	230,000立方メートル

	第二期水道		広島市、呉市、東広島市、安芸郡	93,000 立方メートル
沼田川工業用水道		沼田川	竹原市（忠海町字西長浜の区域に限る。）、三原市、尾道市、福山市（松永町、今津町、高西町の区域に限る。）	64,000 立方メートル

別表第 4（第 5 条関係）

(1) 本部

名称	所在地	所管区域
本部	広島市中区基町10番52号	第 4 条第 2 項に規定する水道事業及び同条第 4 項に規定する水道用水供給事業の給水対象の区域並びに同条第 5 項に規定する工業用水道事業の給水区域

(2) 地方機関

名称	所在地	所管区域
竹原事務所	竹原市中央四丁目 8 番 17 号	第 4 条第 2 項に規定する竹原市水道事業の給水区域
三原事務所	三原市西野五丁目 14 番 1 号	第 4 条第 2 項に規定する三原市水道事業の給水区域
府中事務所	府中市用土町 440 番地 1	第 4 条第 2 項に規定する府中市水道事業の給水区域
三次事務所	三次市三次町 501 番地	第 4 条第 2 項に規定する三次市水道事業の給水区域
庄原事務所	庄原市中本町一丁目 10 番 1 号	第 4 条第 2 項に規定する庄原市水道事業の給水区域
東広島事務所	東広島市西条中央二丁目 5 番 18 号	第 4 条第 2 項に規定する東広島市水道事業の給水区域
廿日市事務所	廿日市市串戸五丁目 10 番 15 号	第 4 条第 2 項に規定する廿日市市水道事業の給水区域
安芸高田事務所	安芸高田市吉田町吉田 791 番地	第 4 条第 2 項に規定する安芸高田市水道事業の給水区域
江田島事務所	江田島市江田島町中央一丁目 1 番 1 号	第 4 条第 2 項に規定する江田島市水道事業の給水区域
熊野事務所	安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号	第 4 条第 2 項に規定する熊野町水道事業の給水区域
北広島事務所	山県郡北広島町有田 1234 番地	第 4 条第 2 項に規定する北広島町水道事業の給水区域
大崎上島事務所	豊田郡大崎上島町中野 2067 番地 1	第 4 条第 2 項に規定する大崎上島町水道事業の給水区域
世羅事務所	世羅郡世羅町大字東神崎 351 番地	第 4 条第 2 項に規定する世羅町水道事業の給水区域
神石高原事務所	神石郡神石高原町小畠 1701 番地	第 4 条第 2 項に規定する神石高原町簡易水道事業の給水区域

広島水道事務所	広島市安芸区畑賀町2970 番地	第4条第4項に規定する水道用 水供給事業の給水対象の区域及 び同条第5項に規定する工業用 水道事業の給水区域
---------	---------------------	---